

南山城村悪臭公害防止条例の施行について

平成25年11月
環境管理課

南山城村において、悪臭公害防止を目的とした条例（南山城村悪臭公害防止条例（以下「村条例」））が制定され、10月1日から施行されていますので、その概要を御報告します。

記

○ 目的

工場等から発生する悪臭の排出を規制するために必要な事項を定めることにより、悪臭公害を防止し、もって村民の健康保護と、良好な生活環境を保全すること

○ 規制の内容

▶ 規制地域

南山城村全域

▶ 規制内容

特定事業場（3業種）に対して、規制基準の遵守、違反者への改善勧告・命令、特定施設の使用の制限及び禁止、罰則等を規定

▶ 規制基準

現在、知事が悪臭防止法の規制基準（特定悪臭物質（アンモニア他21物質）の濃度規制）として設定しているものと同じ基準値

特定事業場（3業種）

	特定事業場の種類	規模又は能力
1	有機質肥料を製造する特定事業場（原料として家畜及び家きんのふん尿を使用するものに限る。）で次に掲げる施設を有するもの ア 強制発酵施設 イ 乾燥施設	原料の処理能力が1日当たり500kg未満の工場等に係るものを除く。
2	動物質の飼料、肥料若しくは油脂又はこれらの原料を製造する特定事業場（原料として獣畜、魚介類又は鳥類の皮、骨、羽毛、臓器等を使用するものに限る。）で次に掲げる施設を有するもの ア 原料置場 イ 粉碎施設 ウ 煮沸施設（蒸解施設を含む。） エ 乾燥施設 オ 真空濃縮施設 カ 排水処理施設 キ 発酵施設	すべてのもの
3	塗装業又は製造工程で塗装を行う特定事業場で次に掲げる施設を有するもの ア 吹付施設 イ 乾燥施設	一の吹付施設の塗料及び溶剤の吹付能力が1時間当たり3t未満の工場等に係るものを除く。